平成四年通商産業省令第二十二号

条並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律三年法律第六十六号)第三章第二節及び第四十六商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成 施行令(平成四年政令第四十五号)第十二条の規 ように定める。 め、商品投資顧問業者の業務に関する省令を次の 定に基づき、並びにこれらの法令を実施するた 商品投資顧問業者の業務に関する省令

(掲示すべき標識の様式等)

令で定める様式は、 (以下「法」という。) 第十三条第一項の主務省 商品投資に係る事業の規制に関する法律 別紙様式第一号に定める様

は、商品投資顧問業者のウェブサイトへの掲載法第十三条第一項の規定による公衆の閲覧 により行うものとする。 (広告の表示事項)

第二条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資 問業者が、その商号、住所及び電話番号のみを 広告する場合は、この限りでない。 表示しなければならない。ただし、商品投資顧 十五条に規定する事項を公衆の見やすいように 顧問業の内容について広告するときは、 (誇大広告をしてはならない事項) 法第二

項は、次に掲げる事項とする。 法第十五条第二項の主務省令で定める事

負担又は収益の保証に関する事項 商品投資に係る商品市場に関する事項 商品投資に係る損失の全部若しくは一部の

三 商品投資顧問業者の資力又は信用に関する

に関する事項 商品投資顧問業者の商品投資顧問業の実績

損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関契約の解除に関する事項報酬の額及び支払いの時期に関する事項

商品投資の実行に関する事項 商品投資に係る投資判断の一任の範囲及び

(投資者の保護に欠ける禁止行為)

投資顧問契約の解除を妨げるため、 商品投資顧問契約の締結をさせ、 法第十七条第三号の主務省令で定めるも 次に掲げる行為とする。 、又は商品

顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又 は訪問により勧誘すること。 して困惑させること。 商品投資顧問契約の締結又は更新につき、

> に迷惑を覚えさせること。 た顧客に対して繰り返して勧誘し、 とを希望しない旨の意思を含む。)を表示し (その契約の締結又は更新の勧誘を受けるこ その契約の締結又は更新をしない旨の意思 商品投資顧問契約の締結又は更新につき、

顧客に対して特別の利益を提供することを約 して勧誘すること。 商品投資顧問契約の締結又は更新につき、

Ŧi. 期の変更を法第十九条に規定する書面に準ずに関する事項又は報酬の額若しくは支払の時 る書面を交付しないで行うこと。 投資判断の一任の範囲若しくは投資の実行

引ごとに双方の顧客の同意を得て取引を行う 場合は、この限りでない。 人になること。ただし、あらかじめ個別の取て、当該商品投資に係る取引の相手方の代理 顧客のために商品投資を行う場合におい

防止を図るために必要かつ適切な措置を怠る 扱いを委託する場合にはその委託先の監督に ついて、当該情報の漏えい、滅失又はき損の の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取 その取り扱う個人である顧客に関する情報

報(その業務上知り得た公表されていない情経歴についての情報その他の特別の非公開情 の他必要と認められる目的以外の目的のため 報をいう。)を、適切な業務の運営の確保そ ること。 に利用しないことを確保するための措置を怠 その取り扱う個人である顧客に関する人 信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪

2 げる事項を記載するものとする。 前項第五号の書面には、法第十九条各号に掲

7

3 顧問業者は、当該書面を交付したものとみな とができる。この場合において、当該商品投資 ろにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定 よる書面の交付に代えて、第六項で定めるとこ て「電磁的方法」という。) により提供するこ 法であって次に掲げるもの(以下この条におい する方法その他の情報通信の技術を利用する方 する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用 商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定に

商品投資顧問業者の商号、

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算

の使用に係る電子計算機に備えられたファ する電気通信回線を通じて送信し、受信者

問業者の使用に係る電子計算機に備えられ の申出をする場合にあっては、商品投資顧 用に係る電子計算機に備えられたファイル を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使 機に備えられたファイルに記録された前項 たファイルにその旨を記録する方法) よる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨 に当該情報を記録する方法(電磁的方法に に規定する事項に係る情報を電気通信回線 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算

記録したものを交付する方法 ァイルに書面に記載すべき事項に係る情報を 体をいう。以下同じ。)をもって調製するフ 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒

5 録を出力することによる書面を作成することが できるものでなければならない。 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、 前項に掲げる方法は、顧客がファイルへの記

6 二項に規定する事項に係る情報を提供しようと 顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算機と、 を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な するときは、あらかじめ、当該顧客に対し、次 で接続した電子情報処理組織をいう。 に掲げるその用いる電磁的方法の種類及び内容 商品投資顧問業者は、第三項の規定により第

ければならない。 業者が使用するもの 第三項に規定する方法のうち商品投資顧問

の規定による承諾をした場合は、この限りでなしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項 る事項に係る情報の提供を電磁的方法によって 二 ファイルへの記録の方式 ったときは、当該顧客に対し、第二項に規定す 者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ 前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業

第五条 法第十八条の主務省令で定めるものは、 次に掲げる事項とする。 (商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続 商品投資顧問業者の許可番号

> 議決権に係る株式を自己又は他人の名義をも項第一号において同じ。)の百分の十以上の 議決権を含む。以下この号及び第十五条第二 号)第八百七十九条第三項の規定により議決 行使することができない株式についての議決 等設置会社にあっては取締役、会計参与及び 第一号において同じ。)の商号、名称又は氏 って所有している者をいう。第十五条第三項 権を有するものとみなされる株式についての 権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六 執行役)の氏名又は名称並びにその主要株主 にあっては取締役及び会計参与、 会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社 することができる事項の全部につき議決権を (総株主の議決権 (株主総会において決議を 商品投資顧問業者の資本金の額、取締役、 指名委員会

四 商品投資顧問契約に基づき顧客のために行 う当該顧客の資産に係る商品投資の方法及び

Ξ. う者(以下「商品投資判断者等」という。) 者、又は当該投資判断に基づき商品投資を行 商品投資顧問契約に基づく投資判断を行う

六 報酬に関する事項

る定めがあるときは、その内容 商品投資に係る投資判断の一任の範囲及び 損害賠償の予定(違約金を含む。)に関す

法第十八条に規定する書面には、次に掲げる 商品投資の実行に関する事項

事項を枠の中に記載しなければならない。 当該書面の内容を十分に読むべき旨

問業に関して、顧客を相手方として商品投資 に係る取引を行ってはならない旨 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧

係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券 受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関 を預託させてはならない旨 て、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を かを問わず、その行う商品投資顧問業に関し 商品投資顧問業者は、いかなる名目による

を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若 問業に関して、顧客に金銭若しくは有価証券 若しくは代理をしてはならない旨 しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧

住所及び代表者

規定するハポイント以上の大きさの文字及び数 字を用いなければならない。 前項の書面には、日本産業規格2八三〇五に

(商品投資顧問契約の締結時の書面の交付) は、次に掲げる事項とする。 法第十九条第五号の主務省令で定めるも

商品投資顧問業者の商号、住所及び代表者

商品投資顧問業者の許可番号

契約期間 契約年月日

又は氏名及び住所 商品投資顧問契約に係る顧客の商号、 名称

2

六 商品投資顧問契約に係る顧客の資産の内容

商品投資判断者等の氏名

取引の種類 う当該顧客の資産に係る商品投資の方法及び 商品投資顧問契約に基づき顧客のために行

係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券 受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関 を預託させてはならない旨 かを問わず、その行う商品投資顧問業に関し て、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を 商品投資顧問業者は、いかなる名目による

指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当

含む。)については、現実の商品指数が約定

事者であったか又は当該金銭を受領する立場

問業に関して、顧客に金銭若しくは有価証券 若しくは代理をしてはならない旨 を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若 しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧

各号に掲げる事項を枠の中に記載しなければな 法第十九条に規定する書面には、前条第二項

字を用いなければならない。 規定するハポイント以上の大きさの文字及び数 (報告書の交付) 前項の書面には、日本産業規格2八三〇五に 3

第七条 法第二十条に規定する報告書は、六月に 一回以上作成し、顧客に交付しなければならな

なければならない。 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載し

作成の日 当該報告書の作成の日及び前回の報告書の

構成する商品投資に係る取引の種類、対象と なるもの(特定商品指数を含む。 商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産を 以下同じ。)

価格及び約定数値を含む。以下同じ。) げる事項。以下同じ。)及び対価の額(約定 引にあっては、それぞれ次条第二項各号に掲 む。)又は法第二条第一項第二号に掲げる取 五年法律第二百三十九号)第二条第三項第二 れらの取引に類似する外国商品市場取引を含 号、第三号若しくは第四号に掲げる取引(こ 数、売買の別(商品先物取引法(昭和二十

第八条 法第二十一条に規定する書面は、六月に (契約を締結している顧客に対する書面の交付) 一回以上作成し、顧客に交付しなければならな

は、次に掲げる事項とする。 法第二十一条第二号の主務省令で定める事項

二 商品先物取引法第二条第三項第三号に掲げ 当事者であったか又は当該金銭を受領する立定価格を上回った場合に金銭を支払う立場の る取引(これに類似する外国商品市場取引を 場の当事者であったかの別 含む。)については、現実の商品の価格が約 る取引 (これに類似する外国商品市場取引を 商品先物取引法第二条第三項第二号に掲げ

三 商品先物取引法第二条第三項第四号に掲げ 当事者であったかの別 含む。)については、オプションを付与する 立場の当事者であったか又は取得する立場の る取引(これに類似する外国商品市場取引を の当事者であったかの別

四 法第二条第一項第二号に掲げる取引につい かの別あったか又は取得する立場の当事者であった ては、オプションを付与する立場の当事者で

は、次に掲げる事項とする。 法第二十一条第三号の主務省令で定める事項

二 商品投資顧問契約を締結している顧客から の、数及び対価の額 あるときは、当該取引の種類、対象となるも 法第二十一条第一号に定める取引の事実が

投資に係る事業の規制に関する法律施行令 類、対象となるもの、数、売買の別及び対価 (以下「令」という。) 第八条第二号及び第三 当該商品投資顧問業者の利害関係人(商品 任されて行った商品投資に係る取引の種

ある場合は、当該商品投資に係る取引ごと る者に委託して行った商品投資に係る取引が いう。第十六条第四号において同じ。)であ 号並びに第四号(第二号及び第三号に係る部 分に限る。) に掲げるものに該当するものを に、その内容

第九条 法第二十二条の主務省令で定める方法 (情報通信の技術を利用する方法) 次に掲げる方法とする。

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続 イルに記録する方法 の使用に係る電子計算機に備えられたファ する電気通信回線を通じて送信し、受信者 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算

者の使用に係る電子計算機に備えられたフ 出をする場合にあっては、商品投資顧問業 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申 当該顧客の使用に係る電子計算機に備えら アイルにその旨を記録する方法) (法第二十二条前段に規定する方法による れたファイルに当該情報を記録する方法 電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、 又は報告書に記載すべき事項に係る情報を 機に備えられたファイルに記録された書面 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算

2 前項に掲げる方法は、顧客がファイルへの記 報を記録したものを交付する方法 に書面又は報告書に記載すべき事項に係る情 電磁的記録媒体をもって調製するファイル

できるものでなければならない。 録を出力することによる書面を作成することが 商品投資顧問業者は、第一項に掲げる方法に

3 ない。 示された画像を閲覧させることその他の方法には第六条第二項に規定する事項に係る情報が表 該書面に記載すべき事項に係る情報を提供する 条に規定する書面を除く。)の交付に代えて当 より法第二十二条に規定する書面(法第二十一 より当該事項に関して注意を促さなければなら ときは、顧客に対し、枠の中に第五条第二項又

第十条 令第七条第一項の規定により示すべき方 4 で接続した電子情報処理組織をいう。 顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 商品投資顧問業者の使用に係る電子計算機と、 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、

法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

顧問業者が使用するもの 前条第一項に規定する方法のうち商品投資

二 ファイルへの記録の方式

第十一条 法第二十三条に規定する業務及び財産 り作成するものとする。 の状況を記載した書類は、別紙様式第二号によ (業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧等)

2 度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成 し、遅滞なく営業所に備え置くこととする。 商品投資顧問業者は、前項の書類を、事業年 商品投資顧問業者は、第一項の書類を備え置

閲覧させることとする。 間、営業所の営業時間中、顧客の求めに応じて いた日から起算して三年を経過する日までの 商品投資顧問業者は、第一項の書類を、事業

写し一通を添付して、主務大臣に提出しなけれ年度ごとに当該事業年度経過後三月以内にその ばならない。

(電磁的方法による備置き等)

第十二条 前条第一項に規定する書類の内容が、 な措置を講じなければならない。 失し、又はき損することを防止するために必要 書類の備置きに代えることができる。この場合 記録の備置きをもって法第二十三条に規定する ができるようにして備え置かれるときは、当該 機その他の機器を用いて直ちに表示されること をいう。次項及び第十四条において同じ。)に 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の より記録され、当該記録が必要に応じ電子計算 において、商品投資顧問業者は、当該記録が滅 人の知覚によって認識することができない方法

当該電磁的方法により記録されている内容を同 をもって法第二十三条に規定する書類の閲覧に ものの閲覧又は当該内容を出力した書面の閲覧 項の電子計算機その他の機器を用いて表示した 代えることができる。 商品投資顧問業者は、前項の場合において、

第十三条 商品投資顧問業者は、法第二十四条第 その営業時間中に、顧客の求めに応じて閲覧及 品投資顧問契約に係る業務を営む営業所に備え 品投資顧問契約ごとに区分して本店及び当該商 置き、同条第二項に規定するときを除くほか、 項の規定に基づき、次に掲げる帳簿書類を商

(帳簿書類の閲覧の方法)

び謄写させなければならない。

る法第十八条、第十九条及び第二十一条に規 定する書面の写し 当該顧客の締結した商品投資顧問契約に係

二 当該顧客の締結した商品投資顧問契約に係 る法第二十条に規定する報告書の写し

付記して記録した書面 の相手方となった者の商号、 商品投資顧問契約を締結している顧客から 任されて行った商品投資の内容を当該取引 名称又は氏名を

(電磁的方法による備置き等)

的方法により記録され、当該記録が必要に応じ第十四条 前条に掲げる帳簿書類の内容が、電磁 者は、当該記録が滅失し、又はき損することを ができる。この場合において、商品投資顧問業 防止するために必要な措置を講じなければなら は、当該記録の備置きをもって法第二十四条第 れることができるようにして備え置かれるとき 電子計算機その他の機器を用いて直ちに印刷さ 項に規定する帳簿書類の備置きに代えること

代えることができる。 条第一項に規定する帳簿書類の閲覧又は謄写に た書面の閲覧若しくは謄写をもって法第二十四 ものの閲覧若しくは謄写又は当該内容を出力し 項の電子計算機その他の機器を用いて表示した 当該電磁的方法により記録されている内容を同 商品投資顧問業者は、前項の場合において、

(密接な関係を有する者の範囲)

第十五条 令第八条各号列記以外の部分の経済産 業省令で定める者は、次に掲げる者とする。

株式会社商工組合中央金庫

農林中央金庫

用協同組合連合会 び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信」信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及

商品先物取引業者

令第八条第二号の経済産業省令で定める要件 次に掲げるいずれかの要件とする。

者が信託会社等(信託会社及び信託業務を営 の百分の五十を超えていること(イに掲げる 顧問業者の総株主の議決権に係る株式の総数 決権に係る株式の数の合計が、当該商品投資 って所有している当該商品投資顧問業者の議 む。以下この条において同じ。)の名義をも む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含

> 場合においては、金銭又は有価証券の信託に できるものに限る。) を含まないものとする 使について当該信託会社等に指図することが 権(委託者又は受益者が行使し、又はその行 係る信託財産として所有する株式に係る議決 をいう。以下この条において同じ。)である 関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第 条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)

者をいう。以下この号において同じ。) 自己又は他人の名義をもって所有している とみなされる株式についての議決権を含 団法人又は一般財団法人である場合にあっ 号及び次項第一号において同じ。) 及び監 会計参与(会計参与が法人であるときは、 る場合におけるその役員(当該法人が株式 を含む。以下この条において同じ。)であ 分の十以上の議決権に係る株式又は出資を む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の百 条第三項の規定により議決権を有するもの いての議決権を除き、会社法第八百七十九 議決権を行使することができない株式につ 決議をすることができる事項の全部につき 権(総株主、総社員又は総出資者の議決権 同じ。)及び主要株主等(総株主等の議決 る社員のことをいう。以下この条において は、その代表者、管理人又は業務を執行す でない社団又は財団である場合にあって ては、その理事及び監事、当該法人が法人 会計参与及び執行役)、当該法人が一般社 等設置会社である場合にあっては取締役、 あっては取締役及び会計参与、指名委員会 査役(監査等委員会設置会社である場合に その職務を行うべき社員を含む。以下この 会社である場合にあっては、その取締役、 (株式会社にあっては、株主総会において 当該者が法人(法人でない社団又は財団

この条において同じ。) に二親等以内の血族及び姻族に限る。以下 イ又は口に掲げる者の親族(配偶者並び

親法人(法人が他の法人の総株主等の議決 権の百分の五十を超える議決権に係る株式 有している場合における当該法人をいう。 又は出資を自己又は他人の名義をもって所 におけるその役員、当該主要株主等の関係 口に掲げる主要株主等が法人である場合

及びそれらの役員 該法人及びその関係子法人(へに規定する 決権に係る株式又は出資を一の法人又は当 総株主等の議決権の百分の五十を超える議 以下同じ。)、準関係親法人 (関係親法人の

をもって所有している場合における当該法 主等の議決権の百分の五十を超える議決権 に係る株式又は出資を自己又は他人の名義 人及びその役員 イからニまでに掲げる者が、法人の総株

親法人、準関係親法人及びそれらの役員

おけるその役員並びに当該主要株主の関係

口に掲げる主要株主が法人である場合に

口に掲げる者の親族

取締役、会計参与、執行役及び主要株主) 要株主、指名委員会等設置会社にあっては 置会社にあっては取締役、会計参与及び主 与、監査役及び主要株主(監査等委員会設

当該商品投資顧問業者

当該商品投資顧問業者の取締役、会計参

前号のイからへまでに掲げる者並びに前号 を超える議決権に係る株式又は出資を自己他の法人の総株主等の議決権の百分の五十 における当該他の法人をいう。以下この条 又は他人の名義をもって所有している場合 及びその関係子法人又は当該関係子法人が おいて同じ。)、準関係子法人(関係子法人 おける当該他の法人をいう。以下この条に 超える議決権に係る株式又は出資を自己又 の法人の総株主等の議決権の百分の五十を において同じ。)及びそれらの役員 は他人の名義をもって所有している場合に ホに掲げる法人の関係子法人(法人が他

3 次に掲げるいずれかの要件とする。

の数又は出資の金額の合計が、当該法人の総て所有している当該法人の議決権に係る株式 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産とし げる者が信託会社等である場合においては、 総額の百分の五十を超えていること(イに掲 株主等の議決権に係る株式の総数又は出資の 者又は受益者が行使し、又はその行使につい のに限る。)を含まないものとする。)。 て当該信託会社等に指図することができるも て所有する株式又は出資に係る議決権(委託 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもっ

法人をいう。以下この条において同じ。) 義をもって所有している場合における当該 関係子法人をいう。)が自己又は他人の名

役若しくは代表執行役の総数の過半数を占め役、会計参与及び執行役)又はその代表取締 与、指名委員会等設置会社にあっては取締 委員会設置会社にあっては取締役及び会計参 業者の取締役、会計参与及び監査役(監査等 でなくなった日から二年を経過するまでの者のイに掲げる当該者の役員であった者(役員 に限る。)及び使用人が、当該商品投資顧問

例外となる顧客の範囲)

項

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止 る役員の過半数を占めていること。 が、当該法人の役員又はその代表権限を有す 年を経過するまでの者に限る。)及び使用人

役又は執行役であった者(取締役、会計参 商品投資顧問業者の取締役、会計参与、

監査役又は執行役でなくなった日から二

前号のイからへまでに掲げる者並びに当該

法人及びそれらの役員

ホに掲げる法人の関係子法人、準関係子

をもって所有している場合における当該法

人及びその役員

主等の議決権の百分の五十を超える議決権

イからニまでに掲げる者が、法人の総株

に係る株式又は出資を自己又は他人の名義

令第八条第三号の経済産業省令で定める要件 ていること。

第十六条 法第二十八条第三号の主務省令で定め 第十五条の二 法第二十五条ただし書の顧客は、 る行為は、次に掲げるものとする。 条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客 条の八第二項において準用する同法第百九十七 とみなされる者を含む。)及び同法第二条第二 商品先物取引法第二条第二十五項に規定する特 第四項又は第六項の規定により特定当業者とみ とみなされる者を除き、同法第百九十七条の九 る場合を含む。) 又は同法第百九十七条の五第 れる者を除き、同法第百九十七条の五第四 五項又は第八項の規定により一般顧客とみなさ なされる者を含む。)とする。 第二項において準用する同法第百九十七条の 用する場合を含む。)の規定により特定委託者 六項(同法第百九十七条の六第六項において準 定委託者(商品先物取引法第百九十七条の四第 十六項に規定する特定当業者(同法第百九十七 (同法第百九十七条の六第六項において準用す

おいて、他の顧客の利益を図るため特定の顧 商品投資顧問契約を締結した顧客相互間に

を内容とした投資判断に基づく商品投資に係

- 三 商品投資顧問契約を締結した顧客以外の者 ものを除く。)。 引を行うこと(前号に掲げる行為に該当する 容とした投資判断に基づく商品投資に係る取することとなる条件での取引を行うことを内 つ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害 通常の取引の条件と異なる条件であり、
- 資判断に基づく商品投資に係る取引を行うこ の利益を図る取引を行うことを内容とした投
- 針、取引の額又は市場の状況に照らして不必 利益を図るため、投資判断に基づく取引の方 要と認められる頻度又は規模の取引を内容と した商品投資に係る取引を行うこと。 商品投資顧問業者の利害関係人である者の
- 条第二十八項に規定する商品先物取引仲介業 をいう。)を行う場合には、次に掲げるいず れかの行為を行うこと。 商品先物取引仲介業(商品先物取引法第一
- 品投資を行うこと。 て不必要な取引を行うことを内容とした商 の方針、取引の額又は市場の状況に照らし め、その行う商品投資顧問業に関して取引 商品先物取引仲介業による利益を図るた
- 業に係る顧客の同意を得て行うものを除 報を利用して、顧客の利益を図るために商ィブ取引に係る注文の動向その他特別の情 品投資を行うこと(当該商品先物取引仲介 先物取引仲介業に係る顧客の商品デリバテ 商品先物取引仲介業により知り得た商品 t

(商品先物取引業を行う場合の禁止行為)

第十六条の二 法第二十八条の二第二号の主務省 (営業のために締結する商品投資顧問契約の適 のを除く。)とする。 商品先物取引業に係る顧客の同意を得て行うも の利益を図るために商品投資を行う行為(当該 注文の動向その他特別の情報を利用して、顧客 引業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る 行う商品先物取引業により知り得た商品先物取 令で定める行為は、商品投資顧問業者が、その

第十七条 金額は、 法第四十条第一項の主務省令で定める 五億円とする。

客の利益を害することとなる取引を行うこと | 2 法第四十条第一項の主務省令で定めるその他 の者は、次に掲げる者とする。

- う者に限る。) 又は同法第二条第十一項に規 価証券関連業に該当するものを除く。)を行 五号)第二条第九項に規定する金融商品取引金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十 定する登録金融機関 種金融商品取引業(同条第八項に規定する有 業者(同法第二十八条第一項に規定する第一
- 二 金融商品取引法第二条に規定する定義に関 掲げる者(前号に掲げる者を除く。)に第十条第一項各号(第二十五号を除く。)に する内閣府令 (平成五年大蔵省令第十四号)
- 商品先物取引業者

商品投資顧問業者

Ŧī. 当する法人に限る。) 規定する第二種金融商品取引業を行う者に該 九条の登録を受けて同法第二十八条第二項に 商品投資販売業者(金融商品取引法第二十

- て、次に掲げる要件のいずれにも該当する をいう。以下この号において同じ。)であっ 限されているこれと同様の事業を営む事業体 定する特定目的会社及び事業内容の変更が制 (平成十年法律第百五号) 第二条第三項に規 特別目的会社(資産の流動化に関する法律
- 設立されていること。配及び元本の返還を行うことを目的として り運用することを目的とする信託収益の分 託財産の全部若しくは一部を商品投資によ利益の分配等若しくは収益の分配等又は信 当該特別目的会社が商品投資契約に係る
- って適切に遂行されていること。 当該特別目的会社の事業がその目的に従
- る者 外国の法令上前各号に掲げる者に相当す

附 則

十日)から施行する。 この省令は、法の施行の日(平成四年四月)

令第五三号) 則 (平成一〇年六月八日通商産業省

この省令は、公布の日から施行する。 業省令第八四号) 則 (平成一〇年一一月三〇日通商産

法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百 施行する。 七号)の施行の日(平成十年十二月一日)から この省令は、金融システム改革のための関係

業省令第二七四号) (平成一二年一〇月三一日通商産

この省令は、平成十三年一月六日から施行す

業省令第三三二号) (平成一二年一一月一七日通商産

流動化に関する法律等の一部を改正する法律のこの省令は、特定目的会社による特定資産の 施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行

省令第三九号) (平成一三年三月二六日経済産業

法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施 行する。 技術の利用のための関係法律の整備に関する この省令は、書面の交付等に関する情報通信

省令第六六号) (平成一四年三月二九日経済産業

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施 行する。

省令第三〇号) 則 (平成一五年三月二八日経済産業

この省令は、平成十五年四月一日から施行す

業省令第一二七号) 則 (平成一六年一二月二八日経済産

年十二月三十日)から施行する。 この省令は、信託業法の施行の日(平成十六

省令第二九号) 則 (平成一七年三月二五日経済産業

この省令は、平成十七年四月一日から施行す

省令第四五号) 則 (平成一七年三月三〇日経済産業

る。 この省令は、平成十七年四月一日から施行す

省令第五七号) (平成一七年四月二八日経済産業

この省令は、平成十七年五月一日から施行す

省令第六三号) (平成一八年四月二八日経済産業 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日 八年五月一日)から施行する。 (平成十

(平成一九年九月二八日経済産業

省令第六六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正 する法律の施行の日(平成十九年九月三十日) から施行する。

省令第五三号) 則 (平成二〇年八月二〇日経済産業

施行の日(平成二十年十月一日)から施行す この省令は、株式会社商工組合中央金庫法の

省令第八二号) 則 (平成二〇年一二月一日経済産業

日)から施行する。 に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人

業省令第五一号) 則 (平成二二年一〇月一五日経済産

第一条 この省令は、商品取引所法及び商品投資 る法律(以下「改正法」という。)の施行の日 に係る事業の規制に関する法律の一部を改正す (平成二十三年一月一日) から施行する。

附 則 (平成二七年四月三〇日経済産業 省令第四四号)

施行の日(平成二十七年五月一日)から施行す この省令は、会社法の一部を改正する法律の

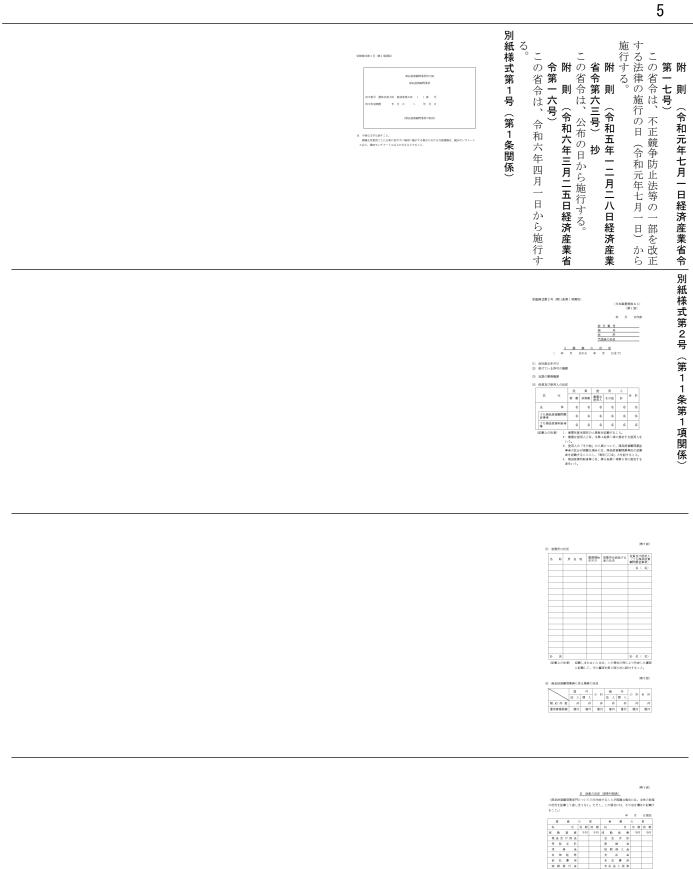
省令第二一号) 則 (平成二八年三月一五日経済産業

法律の施行の日(平成二十八年四月一日)からこの省令は、電気事業法等の一部を改正する 施行する。

省令第二八号) (平成三〇年五月一四日経済産業

|第一条 この省令は、公布の日から施行する。 に関する経過措置) (業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧等

第二条 この省令による改正後の商品投資顧問業 則第十一条第一項に掲げる書類について適用以後開始し、又は開始した事業年度に係る新規 者の業務に関する省令(以下「新規則」とい 紙様式第二号を適用することができる した事業年度に係るものについては、新規則別 十年三月三十一日以後最初に終了し、又は終了 いては、なお従前の例による。ただし、平成三 う。) 別紙様式第二号は、平成三十年四月一日 し、同日前に開始した事業年度に係るものにつ



									-	×	Я	88
ж	R		0	15			я				0	25
84		5	≐ №	n	21	#			B		5 p	100
沈 助	22	麽	PP9	3	ŦΡΊ	int.	35	А		伙	76	7
双全页	UM	全				変	25	3		В		
受 政	4	₽				×		86		金		
8E 8	6	ŝ				セ	X1	级	λ	ŝ		
有 班	缸	35				*		ж.		ŵ		
和 五	æ	Æ		П		未	2.		ŧ	Æ		
\$1 .00 ±	章 什	ά				宋	张 }	8. 人	R	¥		
未 収	λ	ú				10		交		ú		
宋 収	収	×				59		ö		á		
						10	95	. 0		益		
						*	华	91	8	金		
9 回 5	16	全	Δ									
田 水	×	Æ				100	$_{\rm X}$	я		Œ		
*82	* 7					#	21	级	λ	ŝ		
*		物										
粉具3	び機	2.				я		de		1+		
±		*8					14	紧	_ 1	R	ø	£
						R	3.	2		*		
						莱		*		á		
無意葉								刺				
991	ウェ	7				3	2 10	*	æ	会		

					有益年資金
22.3	160	80×	R		
19	黄布	抽缸	景		自己核式
	和意	(保証	ú		評価・換賞単版等
16	16 税	42	Æ		その和有価証券許価 金額公
					最近ペッジ資源
9	60	81 W	全	Δ	新株子的権
10	Xi.	×	Æ		科 東 東 会 計
×	æ	÷	81		自要料果蛋白計